

景観協定認可に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第四章景観協定（第81条～第91条）（以下「協定」という。）の認可に関し、必要な事項を定める。

(認可の申請等)

第2条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 景観協定区域及び景観協定区域の隣接地の区域を表示する図面
 - (3) 法第81条第2項第2号に規定する事項を記載した書類
 - (4) 法第81条第1項及び第3項に規定する土地所有者等並びに法第91条に規定する借主等の全員の住所、氏名及び権利の種類並びにその合意を証する書面
 - (5) その他知事が必要と認める書面
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定認可（変更）決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更に準用する。この場合において、「景観協定認可申請書（様式第1号）」とあるのは、景観協定変更認可申請書（様式第3号）と読み替えるものとする。

(廃止の申請)

第3条 法第88条第1項の規定による廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意をもって廃止する旨を定めたことを証する書面
 - (2) その他知事が必要と認める書面
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、景観協定認可取消通知書（様式第5号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(借地権消滅等の届出)

第4条 法第85条第3項の規定による届出をしようとする者は、景観協定借地権消滅等届（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第85条第1項又は第2項に該当することを証する書面
- (2) 法第85条第1項又は第2項の規定により景観協定区域から除かれた土地の位置を表示する図面
- (3) その他知事が必要と認める書面

(加入の届出)

第5条 法第87条第1項又は第2項の規定による景観協定に加わる旨の意思表示は、景観協定加入届（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 景観協定区域及び新たに加入する区域を表示する図面
- (3) 新たに加入する区域の法第81条第1項及び第3項に規定する土地所有者等並びに法第91条に規定する借主等の全員の住所、氏名及び権利の種類並びにその合意を証する書面
- (4) その他知事が必要と認める書面

(市町村への通知、公告及び縦覧)

- 第6条 知事は、第2条から第5条の申請及び届出があったとき、又は、申請に基づき認可したときは、当該申請に係る行為を行う土地の区域を管轄する市町村長に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知（認可に関する通知を除く）を受けた市町村長は、当該通知に係る行為に関し景観の育成の推進の見地から意見があるときは、知事に当該意見を述べるができる。
 - 3 法第82条第1項（法第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧に供する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 申請書（ただし、申請者に関する記述を除く。）
 - (2) 第2条第1項第1号から第3号に掲げる書類
 - 4 法第82条第1項（法第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定により前項の書類を縦覧に供する場所は、長野県景観規則（平成18年長野県規則第11号。以下「規則」という。）第3条第2項を準用する。
 - 5 前2項の規定は、法第83条第3項（法第84条第2項、法第85条第4項、法第87条第4項及び法第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告の縦覧及び縦覧場所について準用する。ただし、縦覧に際し、土地の所有者に関する記述がある部分は、縦覧に供さないものとする。

(書類の経由等)

- 第7条 第2条から第5条の規定に基づき知事に提出する書類は、規則第22条第1項を準用し、経由するものとする。

附則

この要領は、平成19年12月4日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。